

中央区健康展実行委員会設置要綱

(目的)

第1条 中央区における健康増進、食生活改善、公衆衛生向上、介護予防等に向けて、区民に対して啓発を行う「中央区健康展」（以下、「健康展」という。）を開催するため、関係機関等で組織する実行委員会（以下、「本委員会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 本委員会の業務は、次のとおりとする。

- (1) 健康展の開催計画に関すること
- (2) 健康展の収支会計に関すること
- (3) 健康展の広報に関すること
- (4) その他健康展の開催に必要なこと

(組織)

第3条 本委員会は、別表の関係機関・団体によって構成する。委員長は、年度ごとの担当医師会の会長とする。委員長が必要があると認めるときは、他の関係者の出席を求め、その説明を聞くことができる。

(会計)

第4条 健康展にかかる経費（広報費用を除く）は、本委員会の会計から支出するものとし、別表の関係機関・団体（中央区食生活改善推進員協議会、中央区健康づくり推進協議会、中央消防署、中央区保健福祉センターを除く）の分担金及び中央区政協会の負担金並びに前年度の繰越金等の収入により賄う。なお、中央区保健福祉センターは、本委員会の会計とは別に健康展の広報経費を負担する。

(運営)

第5条 本委員会は委員長が招集し、事務局は中央区保健福祉センター担当する。本委員会の会計にかかる出納及び監査は、年度ごとに担当する医師会が行う。各々の関係機関・団体は、担当するコーナーの計画、運営を行う。

(施工の細目)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本委員会の運営に必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は令和元年7月25日から施行する。